

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(宮古八重山森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成25年4月	1日
至	平成30年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(宮古八重山森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成25年4月	1日
至	平成30年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、保安林整備等を促進し、森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、治山の計画を変更することとし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成25年3月策定、計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日）の変更内容

(1) 「4 治山に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。

目 次

4 治山に関する事項 1

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
183、184	保安林整備	その他	5ha
<u>172</u>	<u>保安林整備</u>	<u>その他</u>	<u>5ha</u>
136、142、161、184、185	保全施設	山腹工	5箇所
209、134	<u>保全施設</u>	<u>山腹工</u>	<u>2箇所</u>
141、185	保全施設	溪間工	2箇所
計	保安林整備		<u>10ha</u>
	保全施設		<u>9箇所</u>